

別添 1

介護職員初任者研修 3月短期コース学則（通信課程）

（開講の目的）

第1条 来るべき超高齢社会において、地域における社会福祉の充実のために一人一人の介護技術・知識の習得は必須になってきている。当校は、全ての人に質の高い正しい介護技術や知識と、それを実践する際の考え方のプロセスを習得していただき、地域における介護サービスの質の向上および介護人材の充足を目指すべく、本講座を開講する。

（研修の名称及び課程）

第2条 研修の名称は、カイゴジョブアカデミー介護職員初任者研修3月短期コース（介護職員初任者研修課程）とする。

（実施場所）

第3条

（講義）名古屋市中村区名駅南一丁目23番17号笹島ビル4F東
および名古屋市中村区名駅南1丁目19-27 オルバースビル5階A室
（演習）名古屋市中村区名駅南一丁目23番17号笹島ビル4F東

（研修期間・日程）

第4条

研修期間は 令和4年3月4日～令和4年4月6日 とし、日程は別紙研修日程表のとおりとする。

（研修カリキュラム及び使用する教材）

第5条

（1）研修カリキュラム

研修カリキュラムは、別紙「カリキュラム」の通りとする。（様式03-1参照）

（2）教材

教材については、『介護職員初任者研修課程テキスト（学研ココファン）』とする。

（講師氏名及び職名）

第6条 講師一覧表のとおり

（実習施設）

第7条 実習は実施しないこととする。

(研修修了の認定方法及び科目の免除)

第8条

(1) 研修修了の認定方法

研修修了の認定方法については、通信添削課題の全課程の提出及び合格と、講義及び演習・実習の全課程を履修した者に対して修了試験を行い、評価基準を満たした者に対して、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。

また、科目9「こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、講師が技術・知識の習得が7割以上であることを確認した場合、修了を認めることができる

評価基準は、次のとおり理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。

《認定基準》100点を満点評価とし、次のとおり区分する。

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

やむを得ない事情により欠席した者で、その日数が全研修時間の概ね1割以内であれば、補講をもってその科目を履修したものとする。

(2) 科目の免除

科目の免除については行わないこととする。

(募集時期)

第9条 募集期間は 令和4年1月1日～令和4年3月3日 とする。

(受講資格)

第10条 受講資格については、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 義務教育を修了した者もしくは日本語の読み書きがそれに準ずる能力を有している
- (2) 講義、演習をすべて受講できる

(受講定員)

第11条 受講定員については、各回20名とする。

(受講手続)

第12条 受講希望者は所定の申込み用紙を郵送またはアカデミーのホームページより申込む。受講希望者には、研修案内として本学則、受講上の注意、直近の研修カリキュラム等を送付する。

なお、応募者多数の場合は先着順とする。

(受講料等受講者が負担すべき費用)

第13条 受講者が負担すべき費用は受講料、テキスト代等を含み、39,000円とする(税別)。なお支払方法は口座振り込みのみとし、規定期日までに下記口座に振り込むこととする。

三井住友銀行 銀座支店 普通 No. 8529731

(補講の方法、上限時間及び補講に係る費用等の取扱い)

第14条 補講については、研修を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、養成研修時間数の概ね1割を上限とし、他コースの同科目に振替出席することで同科目を履修したものとする。また受講期限内に同科目の授業がない場合、別途補講日を設けて実施することもある。

なお、補講に係る費用は無料とする。

(研修の延期・中止等及び苦情への対応)

第15条 本校の研修において延期・中止等の不慮の事態及び苦情が発生した場合、次に掲げることにより対応するものとする。

(1) 研修の延期の場合、本会は受講生に対し新たな日程を示し、研修を再開するものとする。但し、日程等により受講が困難な者に対しては、受講生の申し出により受講料の一部または全額を返金するものとする。

(2) 研修を中止する場合、本校は他の事業者を斡旋し引き継ぐなど研修の継続修了に最大限の努力をはらうものとする。また受講者全員に対して受講料の一部または全額を返金するものとする。

(3) 受講者からの苦情は研修運営担当職員が受け付け、速やかに検討、対応することとする。

(個人情報の取扱いについて)

第16条 研修事業運営上受講者から知り得た個人情報については次の目的でご提供いただいております。弊社の個人情報保護規定に従い厳重に管理し他の目的には使用しない。

(1) 講座の受講を円滑に行うため

(2) 受講中または受講後の就職(進路)または転職に関する情報提供、アンケート調査のため

(3) 受講中の講座カリキュラム、講師、講座運営に関するアンケート調査のため

(4) 講座等その他サービスに関する案内、資料送付のため

(研修修了者名簿について)

第17条 本研修の修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢を記載した名簿を愛知県知事あてに提出され管理される。また、同名簿は当校においても厳重に管理し永久保存されるものとする。

(本人確認について)

第18条 初回の講義時までに、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行うこととする。

(1) 戸籍謄本・戸籍抄本もしくは住民票の提出

(2) 住民基本台帳カードの提示

(3) 在留カード等の提示

(4) 健康保険証の提示

- (5) 運転免許証の提示
- (6) パスポートの提示
- (7) 年金手帳の提示
- (8) 国家資格の免許証・登録証の提示
- (9) マイナンバーカード表面の提示

(受講の取り消しについて)

第19条 次の各号に該当する者は、事務局の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他項目にない事由により事務局が不相当とみなした者

また、受講を取り消された者がその間履修した当該研修については全て無効とする。